

議 第 9 9 号

字 の 変 更 に つ い て （ 西 山 町 大 坪 ）

地 方 自 治 法 （ 昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ） 第 2 6 0 条 第 1 項 の 規 定 に
よ り 、 当 市 の 区 域 内 の 字 を 別 紙 の と お り 変 更 し 、 土 地 改 良 法 （ 昭 和 2
4 年 法 律 第 1 9 5 号 ） 第 8 9 条 の 2 第 1 0 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第
5 4 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 換 地 処 分 の 公 告 の あ っ た 日 の 翌 日 か ら 施 行
す る も の と す る 。

令 和 7 年 （ 2 0 2 5 年 ） 9 月 5 日 提 出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

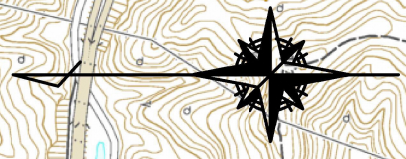
別紙（変更調書）

変 更 前			変 更 後	
町(大字)	字	地 番	町(大字)	字
西山町 大坪	江ノ下	6の4、12の2、1303の1、1303の2、1304から1308まで、1310から1312まで、1313の1、1313の2、1314の1、1314の2、1315、1318から1322まで	西山町 大坪	
	鬼ヶ峰	7の4		
	川原	58の3、59の5、61の5、62の5、63の3、65の2		
	畑付	66の4、68の4、1324から1329まで、1330の1、1330の2、1331から1360まで、1361の1、1361の2、1362、1363		
	諏訪崎	89の4、91の5、92の5、94の4、94の5		
	脇ノ多	199の4、199の6、200の2、201の2、202の2、212の1、212の3、213の3、213の4、1411から1421まで、1423から1435まで		
	西小路	273の2、306の2、307の2、308の2、309の2、310の2、1437から1442まで、1443の1、1443の2、1444		
	郷ヶ崎	318の2、335の3、336の2、1445から1450まで		
	以曾井	412の2、413の2、414の2、415、418の2、424の2、432の3、433の3、434の2、434の3、435の2、436の2、437の2、438の2、440の2、442の2、443の2、443の4、453の3、454の3、455の2、1451から1454まで、1455の1、1455の2、1456から1458まで、1459の2、1460から1469まで、1470の1、1470の2、1471から1473まで、1474の1、1474の2、1475、1476の1、1476の2、1477の1から1477の3まで、1478の1から1478の3まで、1479の1から1479の3まで、1480の1から1480の3まで、1481、1482の1から1482の3まで		
	杉ノ崎	457の2、458の2、459の2、460の2、464の2、465の2、466の3、468の3、470の2、471の2、472の2		
	宮ノ前	604、1486の1から1486の3まで、1487の1から1487の3まで、1488の1から1488の3まで、1489の1から1489の3まで、1490の1から1490の3まで、1491、1492の1から1492の3まで、1493の1から1493の3まで、1494から1501まで		
	鎌取	1365から1369まで、1370の1、1370の2、1371、1376の1、1376の2、1377から1383まで、1385、1386、1391		

及び当該変更に伴う公有地を含む。

県営経営体育成基盤整備事業 五日市・内方地区（大坪換地区）

字区域変更 位置図 縮尺 1 : 20000



凡 例	
記 号	名 称
	字区域変更ヶ所

